

成田市文化財審議会会議録（令和4年度第2回）

- 1-1 開催日時 令和5年3月16日（木） 午後1時30分から午後3時
1-2 開催場所 成田市花崎町760番地
成田市役所2階 202会議室

2 出席者

- （委員）小倉博委員長、木村修副委員長
濱島正士、宮下陽祐、吉岡秀樹、岸田照泰、高木博彦、白井久美子
各委員
（事務局）関川教育長、小川担当次長、野村生涯学習課長
中山副参事、米澤係長、井出副主査、小泉副主査、菊地副主査

3-1 成田市文化財審議会委員会委員長あいさつ

小倉委員長が委員長を辞任し、委員へ。新委員長には木村修副委員長が、
新副委員長には濱島正士委員が就任した。

3-2 成田市教育委員会教育長あいさつ

4 議事

4-1 諮問 上福田岩屋古墳の市指定について

概要

今回、市の指定について諮問する上福田岩屋古墳は、令和元年度に房総のむらにより発掘調査が行われた。この調査により、石室内に堆積していた土砂が取り除かれ、石室の床を三分割にする仕切石が確認された。これは、中央は通路、両脇は遺体を置く部分と考えられる。他にも、入り口部分が二段構造になっていることや、床面にも壁面や天井部と同様に貝化石が混ざる砂岩が使用されていることも分かった。今回の調査結果に加え、それまで確認されていた天井部へ上がるにつれ、徐々に狭くなるといった石室の特徴などから、上福田岩屋古墳は極めて希少であり、学術的にも価値の高い石室を有することが分かったため、専門家から今後は市指定にして保護、保存をしていくという方法が提案された。

市の指定について審議会委員会の先生方より、「本来であれば確認調査を実施し、周溝の位置、規模を把握したうえで、古墳全体を指定にかけるのが一般的であるが、この方法では時間がかかるため、石室の保護という観点からも、墳丘を先行して指定する方が良い」とご意見をいただいた。これを受け、事務局も、まずは墳丘を指定することとした。また、令和4年10月に開催された、第1回文化財

審議委員会において、視察が行われた。

上福田岩屋古墳の墳丘が所在する上福田 407 番が区の共有地であることから、区を代表し、上福田区長に市指定について説明を行い、指定に向け手続を行っていくことに関して了承していただいた。その後、令和 5 年 2 月 28 日に上福田区長より指定文化財指定申請書及び、指定文化財指定同意書の提出がされた。

質疑応答

高木委員 今回指定する範囲は墳丘が所在する区の共有地（上福田 407 番）のみであるが、今後、周溝を追加することを考え、隣接する土地との境界を図面上でよいのでわかるようにした方がよい。

宮下委員 隣接地の所有者にも、説明などを行ってほしい。

宮下委員 墳丘が所在する上福田 407 番の地目は。

事務局 宅地である。周囲は宅地や畑など。

高木委員 説明にもあった通り、非常に貴重な古墳であるため、今後は県指定も視野に入れてほしい。

木村委員長 上福田岩屋古墳の指定について異議のある方は。

一 同 異議なし。

濱島委員 指定の名称であるが「上福田岩屋古墳」でよいのか。今回は墳丘と石室のみの指定となり、周溝は含まれていない。墳丘、石室のみの指定と分かるようにしなくてもよいのか。

白井委員 今回は墳丘、石室の指定であり、今後周溝などを追加することを考えると、墳丘、石室と特定した方がよい。

事務局 では、上福田岩屋古墳(墳丘・石室)はいかがか。

白井委員 指定の名称で但し書きのようなものは見たことがない。総称として「上福田岩屋古墳」で指定し、墳丘、石室のみの指定、周溝の追加指定は但し書きでよいと思う。

事務局 指定書の備考に記載するというのでよいのか。

白井委員 市指定に対する答申や、指定書に記載するのではなく、史跡に対する説明文を作成し、そこに記載してはどうか。

高木委員 指定書には基本的に地番や所有者を記載するので、指定範囲については記載しなくてよいと思う。

事務局 承知した。

木村委員長 では、指定の名称は「上福田岩屋古墳」とし、指定する範囲については説明文を作成し、そこに記載するというのでよいか。

一 同 異議なし。

高木委員 今後の流れは。

事務局 4月の教育委員会会議に指定について議案として提出する。

4-2 埋蔵文化財の照会状況、発掘調査について(令和4年9月～令和5年2月)

概要

照会された件数は全79件で、埋蔵文化財の包蔵地に含まれていたのは28件だった。

事業ごとの内訳について、例年どおり個人住宅・集合住宅に伴う照会が多くなっている。

教育委員会で実施した市内遺跡発掘調査は3件。

宗吾二丁目遺跡は、宅地造成のために5,100㎡を対象に確認調査を実施した。今回の調査の成果として、方墳が2基確認されたことが挙げられる。東側の古墳は、周溝の一边が約20m(上端2.9m、下端1.3m、深さ1.2m)、墳丘は残存状態が良くないため正確な大きさは不明であるが、一边14mほどの規模と考えられる。古墳を西方向から見た際のみかけの高さは1m程度で、単純に残存状態が悪い可能性もあるが、台地のへり部分に造成されており台地下から見た際に大きく見えるため、もともとあまり高さのない古墳であった可能性も考えられる。西側の古墳は調査対象範囲外にまたがる形で所在し、また古墳に沿うように家屋が建てられていたため正確な周溝の現状は不明であるが、周溝幅および深さが東側の古墳よりも小規模(上端1.6m、下端1.2m、深さ0.6m)なため、古墳の規模も同様に小さいと考えられる。

出土遺物として埴輪を挙げているが、これは調査対象範囲内で表採したもので、古墳から出土したものではない。表採場所は2基の方墳から離れた北側である。

また、奈良・平安時代の土坑が3基検出されているが、形や大きさなどから令和2年度調査で検出された土壇墓と類似しており、3基の土坑も同様の性格を持つと考えられる。

台方遺跡群では、縄文時代の土坑5基、奈良・平安時代の土坑16基、住居跡5軒が確認できた。遺物は縄文時代土器、奈良・平安時代の土師器坏が出土している。近隣では平成28年に調査が実施され、古墳時代の住居跡1軒、奈良・平安時代住居跡1軒が2基確認されている。台方周辺は成田市のなかでも縄文時代から奈良・平安時代にかけての集落遺跡が濃く残る場所であり、本調査で確認

された遺構もそれら集落の一部と考えられる。

来光台塚群および松崎外小代内小代遺跡では遺構および遺物は確認されなかった。

千葉県教育振興財団が実施した発掘調査は、4件。

小泉遺跡(4)では旧石器時代の石器集中地点1か所、石器出土地点1か所、縄文時代の陥穴1基が確認され、旧石器時代の石器および縄文時代土器が出土した。

十余三四本木Ⅱ遺跡(4)では旧石器時代の石器集中地点2か所、石器出土地点が1か所確認され、縄文時代の土坑1基、陥穴1基が確認され、旧石器時代石器及び縄文時代土器が確認された。

夜番Ⅱ遺跡(10)では遺構・遺物は確認されなかった。

木の根東台遺跡(1)では遺構は確認されなかったが、縄文時代土器が確認されている。

小泉遺跡(4)・十余三四本木Ⅱ遺跡(4)・木の根東台遺跡(1)は成田国際空港の機能拡張、夜番Ⅱ遺跡(10)は圏央道の新設工事に伴う調査である。成田国際空港のB滑走路の北進及び第3滑走路の建設に伴い、今後も空港周辺での発掘調査が多く予定されている。

印旛郡市文化財センターによる調査は実施されなかった。

質疑応答

白井委員 宗吾二丁目遺跡の方墳については周辺の状況からみても、埴輪に伴う時代のものではなく、新しい、飛鳥時代のものと思われる。表採された埴輪に伴う古墳の候補はあるか。

事務局 調査区の西側に古墳があり、近所の方の話によると昔、兜などが出土したという話を聞いたことがあるとのこと。

また、現在、調査区の北西にある民家において調査を行っている。この民家の敷地内には、一部削平されているが、前方後円墳と考えられる古墳があり、この調査においてこの古墳の周溝が確認されている。加えて、埴輪も出土していることから、先述した埴輪と関係がある可能性がある。

高木委員 昔、宗吾飯仲古墳群(宗吾二丁目遺跡)で出土したものは一部、東京国立博物館(以下:東博)に収蔵されている。地権者の先代、もしくは先々代の名前で、収蔵品目録に記載されているはずである。

事務局 現在調査を行っている土地の所有者の方の話では、70年程前に出土した刀を東博に寄贈した記録書が残っている。

高木委員 市史研究の古いものに、出土品のこと記載してあり、そこに誰が

寄贈したかも書いているはずなので照合できると思う。

白井委員 兜については。

事務局 近所の方の話のみなので不明である。

高木委員 今、東博に収蔵されているものの中に兜はない。

木村委員長 来光台塚群の性格は。

事務局 今回調査を行った周辺にも塚が多く確認でき、土地の所有者に話を聞いたところ、古銭が見つかり、中世の塚ではないか。とのことであった。今回の調査地に隣接する塚と比べると小さいので断言はできないが、同様の性格をもっていると考えられる。

4-3 登録有形文化財候補の実査について

(三里塚小学校赤煉瓦門、貴賓館、防空壕)

概要

令和5年1月31日に文化庁調査官により、三里塚小学校赤煉瓦門、貴賓館、防空壕の実査が行われた。

三里塚小学校赤煉瓦門は耐震工事を兼ねて解体修理を実施したが、煉瓦の積み替えもあまり好ましくないと指摘を受けた。このため、登録文化財への原簿登録は保留とされた。

貴賓館は、正面和風、裏面茅葺の洋館というユニークな特徴を持つ建物で、内部構造も時代ごとの要求にこたえながら増改築を行ったことがわかる建物として登録要件は満たしているとのことであった。課題として、建物の年代、来歴、特徴、名称の検討を指示された。

防空壕も貴賓館同様、登録文化財（建造物）として評価されたが、パンフレットに記載してある「御文庫」というのは皇居内にある大本営防空壕を指す用語なので、名称の検討を指示された。

質疑応答

濱島委員 防空壕と貴賓館は文化庁調査官からの課題を精査し、登録の準備を進めていけばよいと思う